平成２７年（フ）第２８１号
神奈川県海老名市中野１丁目７番19―103号
債務者　木村満里子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４号
東京都八王子市石川町2965番地３グランデュールＢ―201
債務者　渡邊　直也
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９８号
東京都清瀬市竹丘３丁目10番41号蓮見マンション101号
債務者　戸部　恵美（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０９号
東京都府中市浅間町３丁目８番地の３グランドメゾン201
債務者　八木　幸子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１号
広島県福山市千田町１丁目25番30号　ＳＡＴＯビル川井201
債務者　林　　秀行
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第８８１号
東京都新宿区百人町１丁目５―６―502
債務者　森　　丈夫
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月14日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３号
東京都町田市高ヶ坂２丁目２番23号
債務者　水野　邦昭
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６２０号
静岡市駿河区下川原６丁目23番27―105号、旧住所静岡市葵区安東３丁目３番17号
債務者　小林　秀巳
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７９８号
東京都世田谷区上馬１丁目９―12　プラザドウハインツＢ―107
債務者　脇坂　信二
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８４２号
東京都江戸川区中央２丁目23―６　マンションライトコート４Ｅ
債務者　藤村　早苗（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８６０号
東京都あきる野市引田397―11
債務者　舩木　哲也
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８７３号
東京都葛飾区金町５丁目７―９―210
債務者　進藤　規和
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９号
静岡県牧之原市坂部4867番地１　福代アパートＢ、旧住所静岡県藤枝市前島２丁目26番９号　エステートマエジマⅡ202号
債務者　枝村　大作
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月13日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９８号
茨城県つくば市安食935番地５
破産者　上野　信嗣
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２０９号
茨城県かすみがうら市加茂4491番地３
破産者　圓城寺　照
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係